

厚岸町規則第12号

厚岸町新型コロナウイルス感染症により影響を受けたスナック店事業者を支援するための事業継続緊急支援給付金の支給に関する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町新型コロナウイルス感染症により影響を受けたスナック店事業者を支援するための事業継続緊急支援給付金の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う外出自粛により、年末年始の経営に大きな打撃を受けたスナック店事業者に対し、事業継続緊急支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、事業の継続と雇用の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「スナック店事業者」とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の中分類に掲げる飲食店のうち、細分類がバー、キャバレー、ナイトクラブに属する事業を営んでいる法人又は個人で、主として当該事業による収入によって生計を維持しているものをいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給を受けられることができるスナック店事業者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 令和2年12月1日現在において厚岸町に店舗を有し、かつ、厚岸町において引き続き1年以上事業を営んでいること。
- (2) 令和2年11月30日現在において食品衛生法における飲食店営業の許可を有していること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月から令和3年1月までの売上額の合計が前年同月の売上額に比して30パーセント以上減少していること。

(4) 新北海道スタイルを実践していること。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、一スナック店事業者につき、次の各号に掲げる売上額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 令和元年分の売上額が500万円以上 20万円

(2) 令和元年分の売上額が500万円未満 10万円

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとするスナック店事業者（以下「申請者」という。）は、事業継続緊急支援給付金支給申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 売上額減少確認調書（別記様式第2号）

(2) 売上額の減少を証明する書類の写し

(3) 令和元年分の税務申告書類の写し又は令和元年分の売上帳簿の写し

(4) 誓約書（別記様式第3号）

(5) 飲食店営業の許可を証する書類

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組んでいることを確認できる写真

(7) 振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されたものの写し

2 前項の規定による申請の期限は、令和3年3月26日までとする。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、遅滞なく、当該申請書及び前条第1項各号の書類の内容を審査し、給付金の支給をするかどうかを決定し、支給をする決定（以下「支給決定」という。）をしたときは事業継続緊急支援給付金支給決定通知書（別記様式第4号）により、支給をしない決定をしたときは事業継続緊急支援給付金不支給決定通知書（別記様式第5号）により、直ちに申請者に通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 給付金の支給は、支給決定をした日から7日以内に行うものとする。

2 給付金の支給は、一スナック店事業者につき1回に限るものとする。

3 給付金の支給は、原則として、申請者が指定する預金口座への振込みにより行う

ものとする。

(支給決定の取消等)

第8条 町長は、スナック店事業者が第5条の規定により提出した誓約書の誓約事項に違反したときは、支給決定を取り消し、及び既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) スナック店事業者が死亡した場合

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により、返還することが著しく困難であると認められる場合

2 町長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、事業継続緊急支援給付金支給決定取消通知書兼返還請求書（別記様式第6号）により、速やかにスナック店事業者に通知するものとする。

3 スナック店事業者は、前項の通知書を受領したときは、当該通知書に記載された金額を町長が指定する期限までに返還しなければならない。

(事務の委託)

第9条 町長は、給付金の支給に関する事務の一部を厚岸町商工会に取り扱わせることができる。

2 町長は、給付金の支給に必要な資金を厚岸町商工会に交付することができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事業継続緊急支援給付金支給申請書

年 月 日

厚岸町長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

㊞

次のとおり事業継続緊急支援給付金の支給を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 令和元年分の売上額 円
- 3 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	店名	本店 支店 本所
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

4 添付書類

- (1) 売上額減少調書（別記様式第2号）
- (2) 売上額の減少を証明する書類
- (3) 令和元年分の税務申告書の写し又は令和元年分の売上帳簿の写し
- (4) 誓約書（別記様式第3号）
- (5) 飲食店営業の許可を証する書類
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組んでいることを確認できる写真
- (7) 振込先口座の金融機関名、店名、口座番号、口座名義人が記載されたものの写し

売上額減少確認調書

令和2年12月から 令和3年1月まで の売上額 ①	令和元年12月から 令和2年1月まで の売上額 ②	減少額 ③ (②-①)	減少率 (③/②×100) ※小数点以下切捨て
円	円	円	%

上記記載のとおり相違ありません。

住 所
名 称
代表者氏名

印

誓 約 書

年 月 日

厚岸町長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

厚岸町新型コロナウイルス感染症により影響を受けたスナック店事業者を支援するための事業継続緊急支援給付金の支給に関する規則第5条の規定に基づく給付金支給の申請に当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 厚岸町に提出した申請書及び添付書類の記載内容について、事実と相違ありません。
- 2 厚岸町暴力団の排除を推進に関する条例（平成24年厚岸町条例第25号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではありません。
- 3 厚岸町新型コロナウイルス感染症により影響を受けたスナック店事業者を支援するための事業継続緊急支援給付金の支給に関する規則及び、本誓約に反する事実が明らかになった場合は、厚岸町の指示に従い、給付金支給決定の取消を受け、支給された給付金を速やかに厚岸町に返還することに同意します。

4 町長が必要と認めた場合は、申請書及び添付書類の内容の確認に必要な書類を提出すること及び現地確認を行うことについて同意します。

5 「北海道スタイル」の取組を実践して営業しています。

(1) スタッフのマスク着用や小まめな手洗いを徹底しています。

(2) スタッフの健康管理を徹底しています。

(3) 施設内の定期的な換気を行っています。

(4) 設備・器具などの定期的な消毒・洗浄を行っています。

(5) 人と人との接触機会を減らすことに取り組んでいます。

(6) お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけています。

(7) 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。

別記様式第4号（第6条関係）

事業継続緊急支援給付金支給決定通知書

年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで申請のあった事業継続緊急支援給付金について、次のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

事業継続緊急支援給付金不支給決定通知書

年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで申請のあった事業継続緊急支援給付金について、次のとおり不決定としたので通知します。

記

不決定理由

審査請求について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町長を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提

起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

事業継続緊急支援給付金支給決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日

様

厚岸町長

年 月 日付けで交付決定した事業継続緊急支援給付金について、次のとおり取り消しましたので、通知します。

また、下記期限までに支給された給付金額を必ず返還してください。

記

- 1 取消理由
- 2 返還金額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 振込先

審査請求について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町長を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）処分の取消しの訴えを提起す

ることができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。